

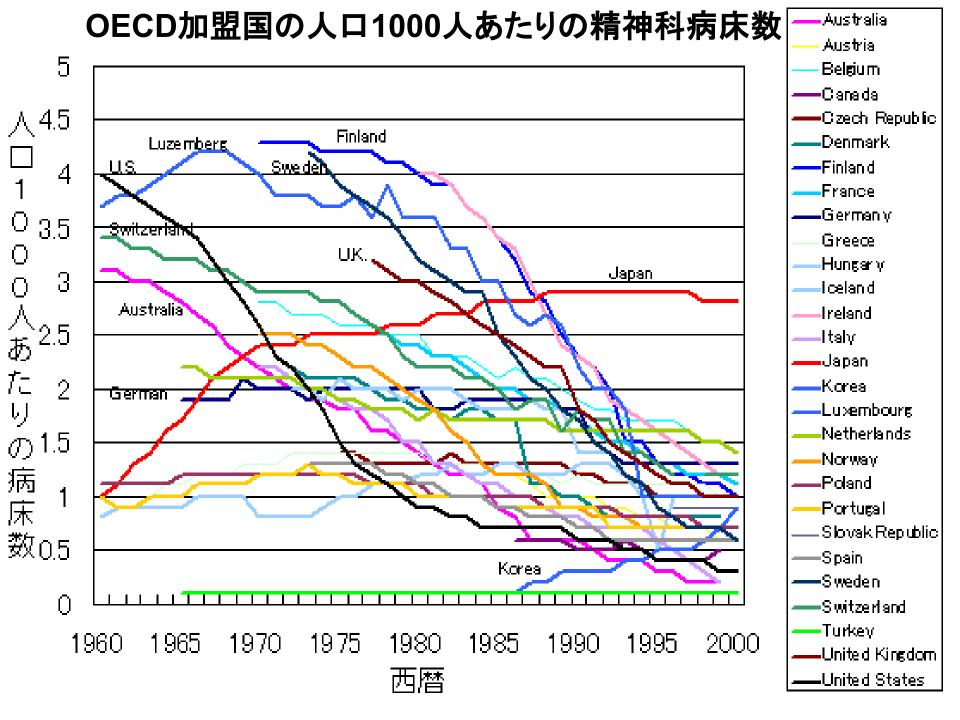
## 目次

- パート1
  - 日本の精神医療の 現状と精神医療改革
- · /\(^-\)2
  - 医療計画見直しと精神疾患
- /\u00e4—13
  - -精神科医療の機能分化と 質向上検討会

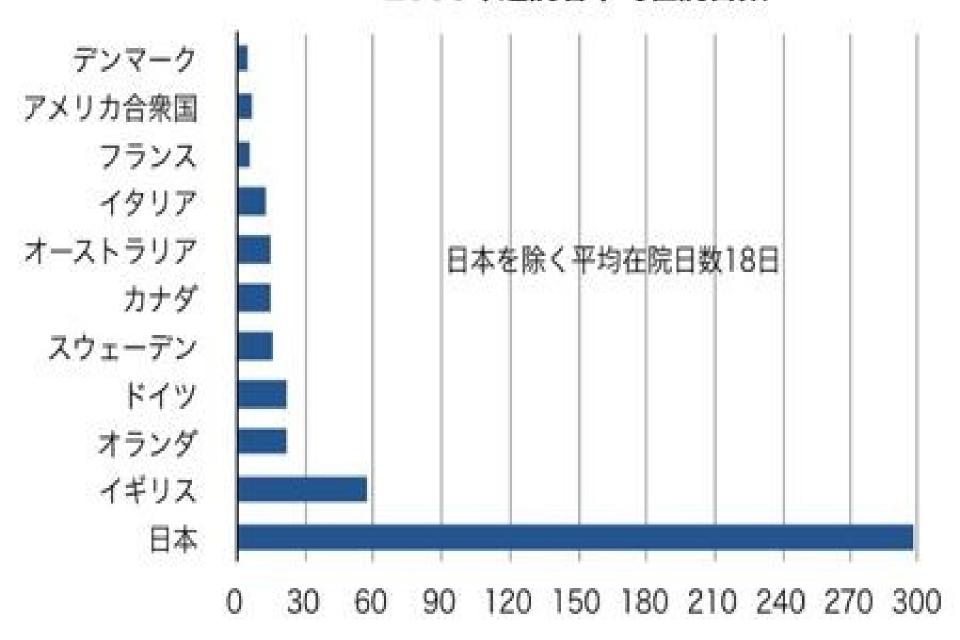


# パート1 日本の精神科医療の 現状と精神医療改革

精神科医療の国際比較



### 2005年退院者平均在院日数



# 精神医療改革



世界に立ち遅れた精神医療の改革を目指して

# 精神医療改革の流れ①

- 厚生労働省社会保障審議会障害者部会精神障害分会(2002年12月)
  - 精神保健医療福祉施策
    - 今後10年のうちに「受け入れ条件が整えば退院可能」な7.2 万人の退院・社会復帰を目指す
- 厚生労働省精神福祉対策本部(2004年9月)
  - 「精神保健医療福祉の改革ビジョン」
    - •「入院医療中心から地域生活中心へ」
      - ①国民の理解の深化
      - ②立ち後れた精神医療の改革
      - ③地域生活支援の強化など、精神保健福祉体系の再編と基盤強化

### 精神保健福祉施策の改革ビジョンの枠組み2002 #

精神保健福祉施策について、「入院医療中心から地域生活中心へ」改革を進めるため、 ①国民の理解の深化、②精神医療の改革、③地域生活支援の強化を今後10年間で進める。

#### 国民の理解の深化

「こころのバリアフリー宣言」 の普及等を通じて精神疾患 や精神障害者に対する国民 の理解を深める

#### 精神医療の改革

救急、リハビリ、重度など の機能分化を進めできるだ け早期に退院を実現できる 体制を整備する

#### 地域生活支援の強化

相談支援、就労支援等の施設機能の強化やサービスの 充実を通じ市町村を中心に 地域で安心して暮らせる体 制を整備する

#### 基盤強化の推進等

- ・精神医療・福祉に係る人材の育成等の方策を検討するとともに、標準的なケアモデルの開発等を進める
- ・在宅サービスの充実に向け通院公費負担や福祉サービスの利用者負担の見直しによる給付の重点化等を行う

「入院医療中心から地域生活中心へ」という精神保健福祉施策の基本的方策の実現

2012年が目標年

# 精神医療改革の流れ②

- 「精神保健医療福祉の更なる改革に向けて」 (2009年9月)
  - ①精神保健医療体系の再構築
  - ②精神医療の質の向上
  - ③地域生活支援体制の強化
  - ④普及啓発
- 厚生労働省「新たな精神保健医療体制の構築に向けた検討チーム」(2010年5月)
  - アウトリーチ体制の具体化
  - 認知症と精神科医療
  - 保護者制度と入院制度

### 「精神保健医療福祉の更なる改革に向けて」概要

~「今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会」報告書 (座長:樋口輝彦 国立精神・神経センター)~

「精神保健医療福祉の改革ビジョン」(平成16年9月から振ね10年間)の中間点において、 後期5か年の重点施策群の策定に向け、有識者による検討をとりまとめ【平成21年9月】

- 精神疾患による、生活の質の低下や社会経済的損失は甚大。
- 精神障害者の地域生活を支える医療・福祉等の支援体制が不十分。
- ◎ 依然として多くの統合失調症による長期入院 患者が存在。これは、入院医療中心の施策の 結果であることを、行政を含め関係者が反省。



- 「改革ビジョン」の「入院医療中心から地域生活中心へ」 という基本理念の推進
- 精神疾患にかかった場合でも
  - ・質の高い医療
  - ・症状・希望等に応じた、適切な医療・福祉サービスを受け、地域で安心して自立した生活を継続できる社会
- 精神保健医療福祉の改革を更に加速

### 精神保健医療体系の再構築

●地域医療の拡充、入院医療の急性期への重点化など医療体制の再編・拡充

### 精神医療の質の向上

- 薬物療法、心理社会的療法など、個々の患者に提供される医療の質の向上
- 人員の充実等による医療の質の向上

- ●地域生活を支える障害福祉サービス、ケアマネジメント、教急・在宅 医療等の充実、住まいの場の確保
- ●患者が早期に支援を受けられ、精神障害者が地域の住民として暮らしていけるような、精神障害に関する正しい理解の推進

普及啓発の重点的実施

#### 目標値

- 統合失調症入院患者数を15万人に減少<H26>
- ●入院患者の退院率等に関する 目標を継続し、精神病床約7万床の減少を促進。
- 施策推進への 精神障害者・家 族の参国

地域を拠点とする共生社会の実現

地域生活支援体制の強化

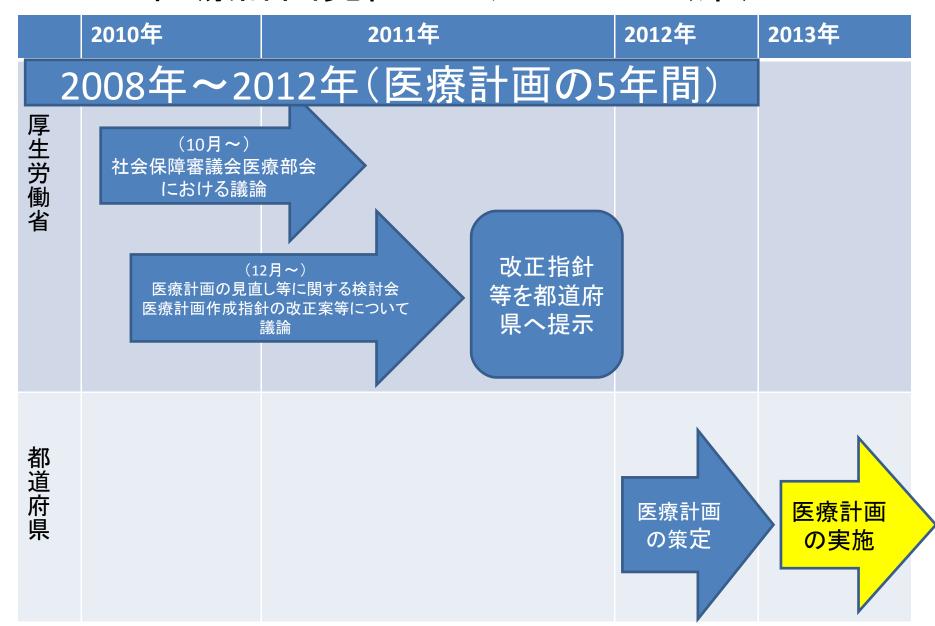
9

# パート2 医療計画と精神疾患



医療計画は「医療法」に規程された 医療提供体制の基本計画

## 医療計画見直しスケジュール(案)



# 医療計画見直し等検討会

- 伊藤 伸一 日本医療法人協会副会長
- 尾形 裕也 九州大学大学院医学研究院教授
- 神野 正博 全日本病院協会副会長
- 齋藤 訓子 日本看護協会常任理事
- 末永 裕之 日本病院会副会長
- 鈴木 邦彦 日本医師会常任理事
- 池主 憲夫 日本歯科医師会常務理事
- 中沢 明紀 神奈川県保健福祉局保健医療部長
- 長瀬 輝諠 日本精神科病院協会副会長
- 伏見 清秀 東京医科歯科大学大学院教授
- 布施 光彦 健康保険組合連合会副会長
- 〇武藤 正樹 国際医療福祉大学大学 院教授
- 山本 信夫 日本薬剤師会副会長
- 吉田 茂昭 青森県立中央病院長



2010年12月~2011年12月 10回にわたって行った

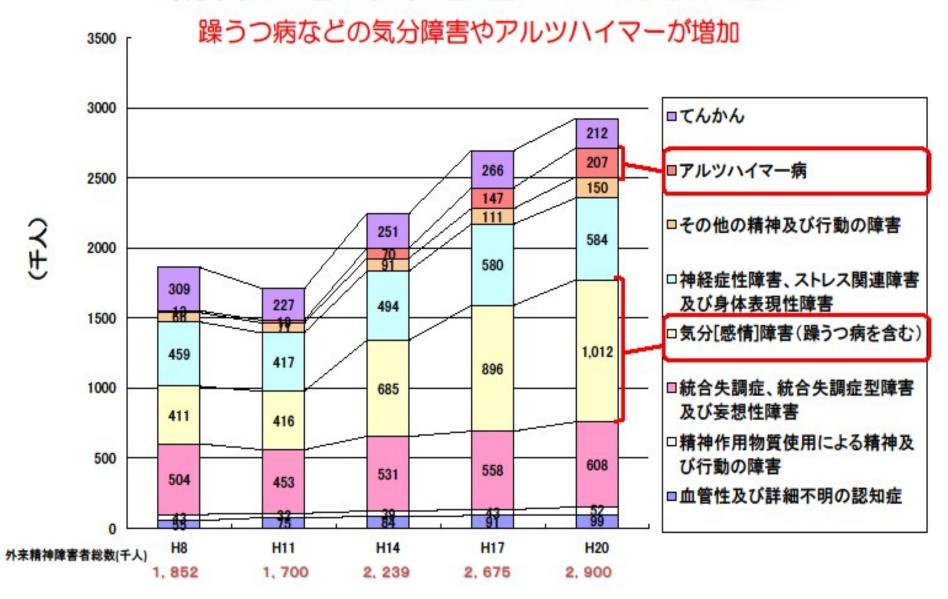
# 4疾患5事業の見直しの方向性

- 4疾病
  - -(1)がん
  - ②脳卒中
  - ③急性心筋梗塞
  - ④糖尿病
  - 5精神疾患

2次医療圏見直し

- 5事業
  - -①救急医療
  - -②災害医療
  - ③へき地医療
  - 4 周産期医療
  - -⑤小児医療
  - -\*在宅医療構築 に係わる指針を 別途通知する

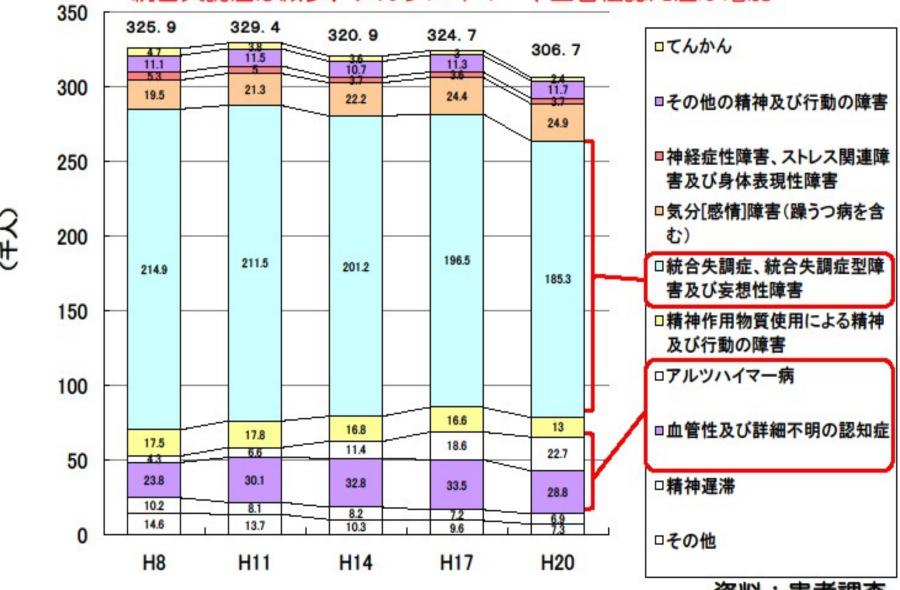
## 精神疾患外来患者の疾病別内訳



資料:患者調査

## 精神病床入院患者の疾病別内訳

統合失調症は減少、アルツハイマーや血管性認知症が増加



資料:患者調査

### 精神疾患に関する医療計画 目指すべき方向(案)

精神疾患患者やその家族等に対して、

- 1. 住み慣れた身近な地域で基本的な医療やサービス支援を受けられる体制
- 2. 精神疾患の患者像に応じた医療機関の機能分担と連携により、他のサービスと協働することで、適切に保健・医療・介護・福祉・生活支援・就労支援等の総合的な支援を 受けられる体制
- 3. 症状がわかりにくく、変化しやすいため、医療やサービス支援が届きにくいという特性 を踏まえ、アクセスしやすく、必要な医療を受けられる体制
- 4. 手厚い人員体制や退院支援・地域連携の強化など、必要な時に、入院医療を受けられる体制
- 5. <u>医療機関等が、提供できるサービスの内容や実績等についての情報を、積極的に公開することで、各種サービス間での円滑な機能連携を図るとともに、サービスを利用し</u> やすい環境

を、提供することを目指す。

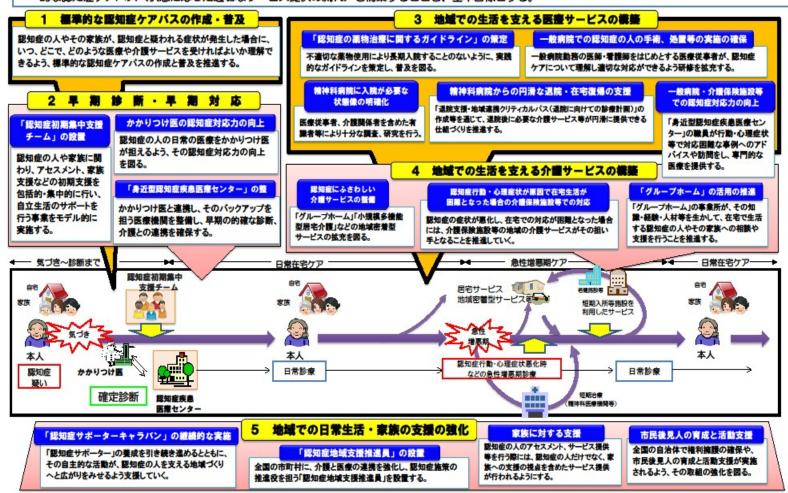
## 精神疾患に関する医療計画 【認知症のポイント】

- 認知症の医療計画については、精神疾患の医療計画イメージ案を参考に、 【病期】として ①認知症の進行予防、 ②専門医療機関へのアクセス、 ③地域生活維持 【状態像】として ④BPSDや身体疾患等が悪化した場合 に分け、それぞれの目標、医療機関に求められる事項等を作成する。
- 医療計画の内容については、新たな地域精神保健医療体制の構築に向けた検討チーム(第2R) の検討を踏まえ、医療体制に関する以下のような方向性を盛り込んで作成する。
  - ① 認知症の方の地域での生活を支えられるような医療サービス(診断機能、アウトリーチ(訪問支援)や外来機能、入院機能等)を、家族や介護者も含めて提供できるような医療体制とすることを目標とする。
  - ② 認知症の早期から、専門医療機関による正確な診断を受けることができるよう、認知症疾患 医療センター等の専門医療機関の整備について記載する。
  - ③ 認知症疾患医療センターには、早期の詳細な診断や、急性期の入院医療を提供するほか、在 宅医療を担当する機関、地域包括支援センター、介護サービス事業所等と連携し、地域での生 活を支える役割を担うことが求められることについて記載する。
  - ④ 認知症の退院支援・地域連携クリティカルパスの導入等を通じて、認知症の方の退院支援に 当たって、精神科医療機関と介護サービス事業者等との連携を進める。
- 認知症の医療計画については、新たに省内関係部局によるプロジェクトチーム(「認知症施策検討プロジェクトチーム(主査:藤田政務官)」)を設置(11月29日)し、厚生労働省全体の認知症施策を検討する予定としており、その内容を踏まえて作成する。

#### 『今後の認知症施策の方向性について』の概要

#### 今後目指すべき基本目標-「ケアの流れ」を変える-

- 「認知症の人は、精神科病院や施設を利用せざるを得ない」という考え方を改め、「認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができる社会」の実現を目指す。
- この実現のため、新たな視点に立脚した施策の導入を積極的に進めることにより、これまでの不適切な「ケアの流れ」を変え、むしろ逆の流れとする標準的な認知症ケアパス(状態に応じた適切なサービス提供の流れ)を構築することを、基本目標とする。



- 6 若年性認知症の特性に配慮し、支援のためのハンドブックを作成、配布するとともに、本人や関係者等が交流できる居場所づくりの設置等を促進する
- 7 認知症の人への医療・介護を含む一体的な生活の支援として「認知症ライフサポートモデル」を策定し、これらを踏まえ医療・介護サービスを担う人材を育成する

## 認知症地域連携クリティカルパス

認知症の地域医療計画には 精神科連携パスが必須 「世田谷区もの忘れ連携パス」



# 世田谷区もの忘れ診断地域連携のご案内

世田谷区医師会・玉川医師会では地域の医療機関が連携して、もの忘れ患者様が安心して診断・治療・療養を継続できる環境づくりに努めて参りました。

今回ご案内する「世田谷区もの忘れ診断 地域連携」は患者様の診断方法や受 診予定を患者様とご家族、かかりつけ医、病院で共有するためにつくりましたもの 忘れ患者様の治療計画です。

※「世田谷区もの忘れ診断 地域連携」に関するお尋ねやご意見がございましたら、かかりつけ医までお願い致します。



### 世田谷区もの忘れ診断 地域連携 (患者様用)

かかりつけ医:

院:

定期受診

月







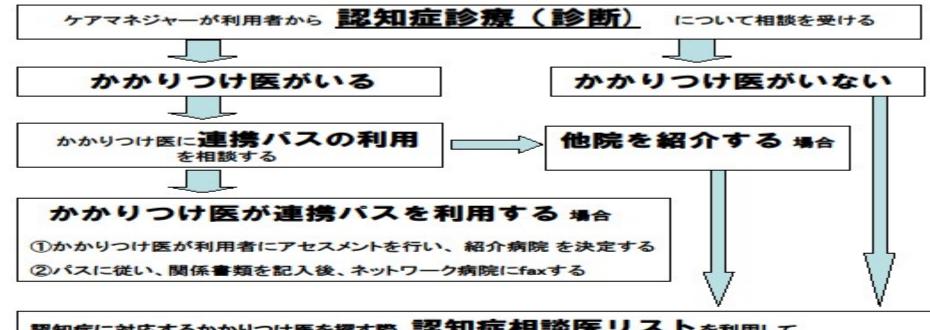


半年又は1年後

日

月

### 世田谷区認知症診断地域連携クリティカルパス ケアマネジャー用 使用例



認知症に対応するかかりつけ医を探す際、認知症相談医リストを利用して

かかりつけ医(認知症相談医)を複数紹介 する

☆初診は時間がかかるため、事前に必ず電話かfaxで連絡を取る

#### 認知症相談医が連携パスを利用する

- ①相談医が利用者にアセスメントを行い、紹介病院 を決定する
- ②パスに従い、関係書類を記入後、ネットワーク病院にfaxする
- 注1 かかりつけ医と連携で認知症の治療に当たるためかかりつけ医は必ず必要。 認知症ネットワーク病院の直接の受診は基本的に控える。
- 注2 世田谷認知症診断地域連携クリティカルパスについては医師会から会員へ資料配布済み

# パート3 精神科医療の機能分化と 質向上検討会



#### 障害者制度改革の推進のための基本的な方向について(平成22年6月29日閣議決定)(抜粋)

#### (4)医療

- 精神障害者に対する強制入院、強制医療介入等について、いわゆる「保護者制度」の見直し 等も含め、その在り方を検討し、平成24年内を目途にその結論を得る。
- 「社会的入院」を解消するため、精神障害者に対する退院支援や地域生活における医療、生活面の支援に係る体制の整備について、総合福祉部会における議論との整合性を図りつつ検討し、平成23年内にその結論を得る。
- 精神科医療現場における医師や看護師等の人員体制の充実のための具体的方策について、 総合福祉部会における議論との整合性を図りつつ検討し、平成24 年内を目途にその結論を得る。

## 退院支援地域生活支援



#### 平成23年内に振ね検討済み

- 病院からの退院に関する目標値の 設定
- ・アウトリーチ(訪問支援)の充実
- 精神科教急医療体制の充実
- 医療計画への精神疾患の追加
- 相談支援の充実
- (地域移行支援·地域定着支援)
- 宿泊型自立訓練の充実
- 認知症と精神科医療

籌

#### 強制入院 保護者制度

精神障害者毎に1人決められる「<u>保護者」(主</u> に家族)だけが支える仕組みから地域全体で 支える仕組みへの転換に向け、

- 「保護者」のみに課せられた實務の廃止
- 「保護者」の同意によらない入院手続き の検討



「新たな地域精神保健医療体制の構築に向けた検討チーム」(主担当:厚生労働大臣政務官)で、平成24年6 月をめどに検討中

#### 人員体制の充実

- 医療法上の精神病床の医師、看護師等の人員配置基準は、一般病床より低くなっている。
- 人員体制の検討に当たっては、<u>精神</u> 病床の機能の将来像も考慮した検討 が必要。



精神科医療の機能 分化と質向上検討会

# 「精神科医療の機能分化と質の 向上等に関する検討会」

- 精神科病床の機能分 化と人員配置を検討
  - 3ヶ月未満の急性期医 療
  - 3か月~1年未満
  - 重度かつ慢性
  - 1年以上の長期高齢者 入院



「精神科医療の機能分化と質の 向上等に関する検討会」(座長:武藤) 2012年3月23日~6月28日まで 厚労省において4回の検討会を行った

### 精神科医療の機能分化と質の向上等に関する検討会 構成員

天賀谷 隆 (日本精神科看護技術協会 副会長)

伊澤 雄一 (全国精神障害者地域生活支援協議会 代表)

小川 忍 (日本看護協会 常任理事)

門屋 充郎 (日本相談支援専門員協会 代表理事)

川﨑 洋子 (全国精神保健福祉会連合会 理事長)

菅間 博 (日本医療法人協会 副会長)

佐々木 一 (医療法人爽風会佐々木病院 院長)

千葉 潜 (医療法人青仁会青南病院 院長)

中沢 明紀 (全国衛生部長会 会長(神奈川県保健福祉局保健医療部長))

中島 豊爾 (全国自治体病院協議会 副会長(岡山県精神科医療センター理事長))

長野 敏宏 (NPO法人ハートinハートなんぐん市場 理事)

野澤 和弘 (毎日新聞社 論説委員)

○ 樋口 輝彦 (国立精神・神経医療研究センター 総長)

平安 良雄 (横浜市立大学付属市民総合医療センター 院長)

広田 和子 (精神医療サバイバー)

福田 敬 (国立保健医療科学院研究情報支援研究センター 上席主任研究官)

堀江 紀一 (一般社団法人日本ケアラー連盟 共同代表)

三上 祐司 (日本医師会 常任理事)

◎ 武藤 正樹 (国際医療福祉総合研究所 所長)

山崎 學 (日本精神科病院協会 会長)

山本 輝之 (成城大学法学部 教授)

### 精神科医療の機能分化と質の向上等に関する検討会 開催経過

(平成24年)

第1回 3月23日 議題 精神病床の状況等について

第2回 4月19日 議題 有識者からのヒアリング

有識者:武川 吉和氏(平塚共済病院)

計見 一雄氏(公徳会佐藤病院)

豊満 和正氏(常清会尾辻病院)

山本 深雪氏(大阪精神医療人権センター)

山本 眞理氏(全国「精神病」者集団)

第3回 4月25日 議題 関係職種の団体からのヒアリング

団体:日本精神保健福祉士協会 大塚 淳子氏

木太 直人氏

日本作業療法士協会 萩原 喜茂氏

香山 明美氏

第4回 5月16日 議題 論点に関する議論

第5回 5月31日 議題 論点に関する議論

第6回 6月13日 議題 今後の方向性について

第7回 6月28日 議題 今後の方向性について

### 現状のポイント

- 精神病床の入院患者については、<u>新規入院の約9割の患者が1年</u> <u>未満で退院</u>している。
- 精神病床の人員配置について、診療報酬の入院料別に機能分化が 進んできており、精神病床のうち、約半数は看護職員3:1以上の 配置となっている。
- 一方で、<u>在院期間が長期の患者が、</u>精神科の急性期病棟以外に、 相当数 ※ 存在しており、<u>患者像は異なっている。</u>

※ 平成21年						
在院期間	1年未満	1~5年 未満	5~10年 未満	10~20年 未満	20年以上	計
在院患者数	103,396	88,765	43,220	36,835	38,522	310,738
割合(%)	33.3%	28.6%	13.9%	11.9%	12.4%	100%

77		3~6カ月 未満	6カ月~1 年未満	
26,349	29,407	21,366	26,274	

### 精神病床における患者の動態の年次推移

3ヶ月未満

3ヶ月以上

1年以上

H20の新規入院者 : 37.8万人 (+2.2万人)

H15:35.6万人

H2Oの新規入院者 のうち、3か月以上 入院する者 : 15.8万人 (+0.6万人)

H15:15.2万人

H2Oの新規入院者 のうち、1年以上 入院する者 : 4.7万人 (-O.2万人)

H15:4.9万人

H21の1年以上入院者数 : 20.7万人 (-1.9万人)

H16:22.6万人

H20の 新規入院者 のうち 3か月未満で 退院した者 22万人 (+1.6万人)

.

H15:20.4万人

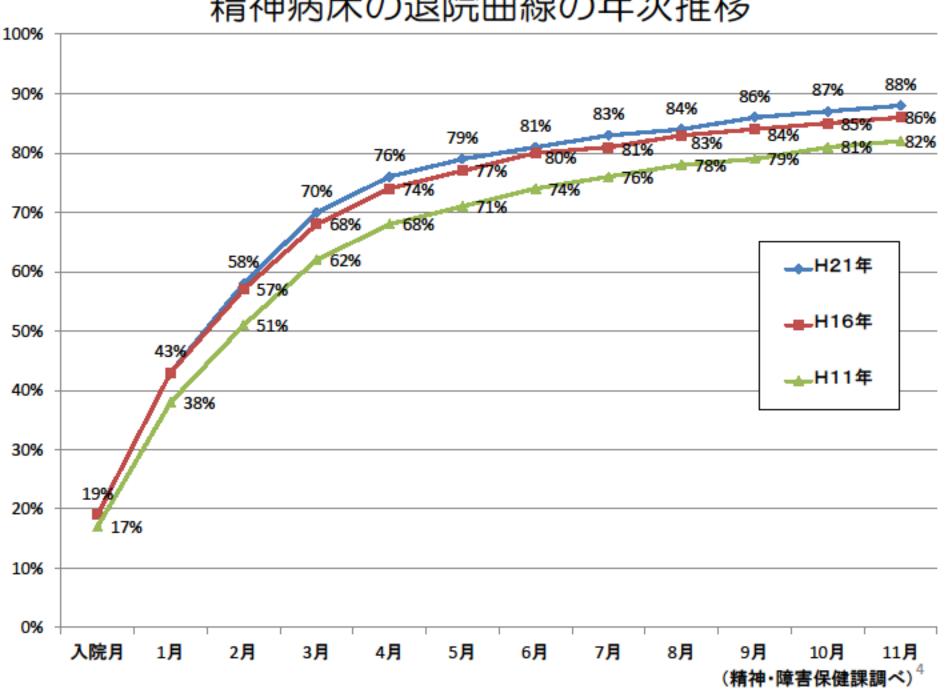
H20の 新規入院者 のうち 3か月以上1年未満 で退院した者 11.1万人 (+0.8万人)

H15:10.3万人

H21に 退院した 1年以上入院者 4.8万人 (+0.1万人)

H16:4.7万人

## 精神病床の退院曲線の年次推移



## 診療報酬の届出病床数(精神病床)

届出病床数 336,776床 (平成22年7月1日現在)

特定入院料 (155,392床) 看護配置3:1以上 169,771床

精神病棟入院基本料(178,102床)

特定機能病院 入院基本料 (3.282床)

精神科救急入院料 (77医療機関 3,977床) 2:1 精神科救急・合併症入院料 (6医療機関 276床)):1 精神科急性期治療病棟 2.5:1 入院料1(274施設 13,794床)入院料2(22施設 1,122 床) 3:1 認知症治療病棟 入院料1(433施設 30,077床) 入院料2(33施設 2,709床)

精神療養病棟 (836施設 103,437床)

10:1 (34病棟、1,361床※) 13:1 2.5:1(平成22年から導入) 15:1 (2.710病棟、145.959床※) 18:1 (303病棟 17.655床※) 20:1 (153病棟 9.265床※) 特別入院基本料 (99病棟 5.521床※)

1.5:1 7:1 (7病棟 220床\*) 2:1 10:1 (8病棟 261床\*) 2.5:113:1 (平成22年から導入) 3:1 15:1 (84病棟 2,971床\*)

医療観察法に定める 指定入院医療機関数 28か所 666床※3

急性期入院対象者 入院医学管理料

回復期入院対象者 入院医学管理料

社会復帰期入院対象 者入院医学管理料

精神病棟入院時医学

管理加算

(251施設 43,500床)

小児入院医療管理料5 (360床\*\*2)

特殊疾患病棟入院料 58病棟 3,059床※ 精神科身体合併症管理加算 (1,001施設)

入院基本料の病棟数・病床数は平成21年6月30日現在(合計とは一致しない)

※2 平成21年6月30日の小児入院医療管理料3の届出数

※3 医療観察法に定める指定入院医療機関数・病床数は平成23年10月1日現在上記以外は、平成23年10月5日中央社会保険医療協議会資料より作成

5

## 診療報酬の届出病床数(精神病床)

届出病床数 336,776床 (平成22年7月1日現在)

特定入院料 (155,392床) 精神病棟入院基本料 (178,102床) 特定機能病院 入院基本料 (3.282床)

精神科教 統合失調症十気分障害 精神科教 50±17歳 3カ月未満 床)

入院認知症、77±14歳

精神療養病棟 (836施設 103,437床)

> 統合失調症 62±14歳 1年以上8割

10:1 (34病株、1,361床\*)
13:1
(平成22年から導入)

15:1
(2,710病株、145,959床\*)
統合失調症
58±16歳
1年以上6割

18:1 (303病棟 17,655床\*\*)

20:1 (153病棟 9,265床\*\*)

特別入院基本料 (99病棟 5,521床※)

7:1 (7病棟 220床\*) 13:1 (平成22年から導入)

> (84病棟 2,971床\*)

15:1

医療観察法に定める 指定入院医療機関数 28か所 666床※3

急性期入院対象者 入院医学管理料

回復期入院対象者 入院医学管理料

社会復帰期入院対象 者入院医学管理料

精神病棟入院時医学

管理加算

(251施設 43.500床)

小児入院医療管理料5 (360床\*\*2)

特殊疾患病棟入院料 58病棟 3,059床\*\* 精神科身体合併症管理加算 (1,001施設)

入院基本料の病棟数・病床数は平成21年6月30日現在(合計とは一致しない)

※2 平成21年6月30日の小児入院医療管理料3の届出数

※3 医療観察法に定める指定入院医療機関数・病床数は平成23年10月1日現在

上記以外は、平成23年10月5日中央社会保険医療協議会資料より作成

10

### 論点 (案)

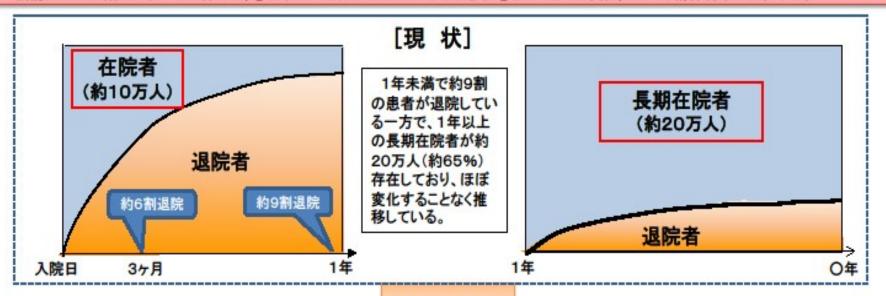
現状を踏まえつつ、患者の状態像に応じた精神病床の 人員配置を考える場合、以下のような論点が考えられる のではないか。

- 1) <u>症状が重度の患者</u>について、必要な精神医療を提供するためには、どのような人員配置が必要か。
  - 1-1) <u>急性期(3カ月未満)</u>で退院するには、医師、看護師、精神保健福祉士等はどのくらいの配置が必要か。
  - 1-2) <u>重度・慢性の患者</u>には、医師、看護師、精神保健 福祉士等はどのくらいの配置が必要か。
- 2) <u>急性期後の患者の早期退院に必要な支援</u>を提供するためには、どのような職種で、どのくらいの配置が必要か。 (例えば、1年未満で退院する場合)
- 3) 長期高齢入院者については、どのように対応すべきか。

### 精神病床の現状と今後の方向性

#### 精神病床の今後の方向性

- 精神科医療へのニーズの高まりに対応できるよう、精神科入院医療の質の向上のため、精神疾患患者の状態像や特性に応じた精神病床の機能分化を進める。
- 機能分化にあたっては、退院後の地域生活支援を強化するため、アウトリーチ(訪問支援)や外来医療などの入院外医療の充実も推進する。
- 機能分化は段階的に行い、人材・財源を効率的に配分するとともに、地域移行をさらに進める。結果として、精神病床は減少する。



#### 今後の新たな入院患者への精神科医療

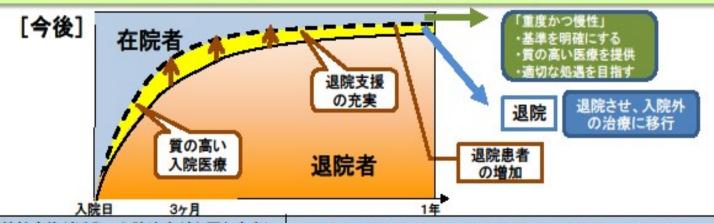
- 精神科入院医療の人員体制を充実する
- ・退院支援のための人員体制を充実する
- 重度かつ慢性の患者を除き、できるだけ早期に退院し、新たな長期入院者をつくらない
- ・重度かつ慢性の患者には、質の高い 医療を提供する

#### 現在の長期入院者への対応

- 住居の整備等、地域移行の取組を重点的に推進する
- ・退院支援、生活支援に重点をおいた人員配置とする
- ・地域移行を進めるため、より地域生活に近い療養環境とする

上記の機能分化を着実に進めていくことにより、今後、精神科医療の中心となる急性期では一般病床と同等の人員配置とし、 早期退院を前提としたより身近で利用しやすい精神科医療とする

### 新たな入院患者への精神科医療



3か月未満(精神症状が活発で入院治療が必要な患者)

〇安全で質の高い入院医療を提供できるようにするため、

3か月~1年未満(急性期の症状はある程度改善しているが、リハビリテーション や退院後の生活環境調整等に時間を要する患者)

○生活機能の向上などの退院支援をより充実させる観点から、医療法施行規則

- チーム医療を前提とした上で、医療法施行規則上、 ・医師・看護職員について一般病床と同等の配置とする
- ・精神保健福祉士、作業療法士等の退院支援に関わる従 事者の配置を規定する
- ・医師は、現在の精神病床と同等の配置とする
- 看護職員で3対1の配置を基本としつつ、そのうち一定割合は、精神保健福祉士 や作業療法士等の従事者の配置を可能とする
- 精神保健福祉士、作業療法士等の退院支援に関わる従事者の配置を規定する

#### 重度かつ慢性 (地域で生活することが非常に困難な状態にあり、長期に入院治療が必要な患者)

Ł.

- ○「重度かつ慢性」の患者の基準については、調査研究等を通じて明確化するとともに、新たな長期在院患者を増やすことのないよう明確かつ限定的な取り扱いとする
- ○「重度かつ慢性」の患者については、質の高い医療を提供し適切な処遇を目指すとともに、新たな治療やアウトリーチ(訪問支援)などにより 地域移行を可能にするモデルを検討する
- ○人員体制については、①対象を医療の必要性が高い患者とするならば一般病床と同様の配置にすべきとの意見、②多職種で3対1の人員 配置とし、状態に応じた職種を配置できるようにすべきとの意見、があった
- 〇機能分化は、実現可能な方策を講じながら、地域の状況を考慮しつつ、段階的に進めていく
- 〇機能分化を進みやすくするため、一つの病棟で複数の状態像の患者のミックスが可能となるような仕組みを検討する
- ○アウトリーチ(訪問支援)やデイケアなどの外来医療の充実や、医療と福祉の複合的なサービスや、入院中から退院後の準備を地域と連携して始める方法など、新たな1年以上の長期在院者を作らないための取り組みを推進する。併せて、新たな長期在院者を作らないことを明確にするため、「重度かつ慢性」を除き、精神科の入院患者は1年で退院させ、入院外治療に移行させる仕組みを作る
- 〇機能分化については状況を確認しつつ、一定期間ごとに見直していく

その

人

A

体

制、

地

域移

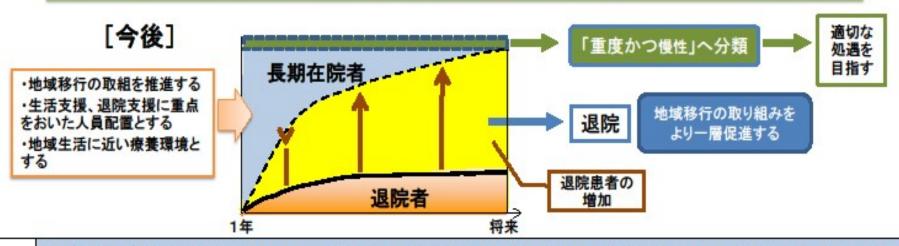
行の

取組

な

3

### 現在の長期在院者への対応



現在の長期在院者(「重度かつ慢性」を除く) (精神症状や行動障害はある程度落ち着いており医療の必要性は高くないが、生活機能障害が重い等により、必要なサービス支援や適切な退院先が地域にないなどのためこれまで退院できなかった患者)

地域行の取組

- ○長期在院者の地域移行を推進するため、
  - できる限り、退院、地域移行が進むような取組を重点的に行う
  - ・アウトリーチ(訪問支援)やデイケアなどの外来部門にも人員の配置が実現可能な方策を講じていくと同時に、地域移行のための人材育成を推進する
  - 高齢者で要介護度が高い場合に、精神疾患のある人でも、退院して介護サービス等が使いやすくなるような方策を検討する

そのの意見

- 〇地域移行を進めるためには、医療、福祉、介護などでできるだけ選択肢が多い方がよい
- ○地域の受け皿として、医療と福祉のサービスを複合的に提供できるような新たな仕組みを検討するべき
- ○長期高齢の在院者の受け皿として、精神病床でも介護老人保健施設に転換できるよう にすべきとの提案があった。これに対して、精神疾患がある人でも、介護保険の対象か どうか状態像に応じて個別に判断すべき、介護保険の対象にならない者は引き続き医 療や障害福祉サービス等で対応すべきとの意見があった。
- 〇地域移行を進めるためには、退院しても安心して暮らせる住居の確保が極めて重要で ある
- ○長期在院者の地域移行の状況を確認しつつ、一定期間ごとに見直していくべき

人員体制

- ○退院支援や生活支援などの患者像に応 じた支援を提供できるよう、医療法施行規 則上、
- 医師は、現在の精神病床の基準よりも 少ない配置基準とする
- ・看護職員、精神保健福祉士、作業療法士、理学療法士、看護補助者(介護職員)等の多職種で3対1の配置基準とする

療養環境

- ○長期の療養や地域移行のためには、より 地域生活に近い環境が適切であるとの観 点から、
- ・開放的な環境を確保する
- ・外部の支援者との関係を作りやすい環境とする
- 長期在院者のための病棟では、原則として、隔離や身体拘束は行わないこととする

## 今後の対応~医療法施行規則~

- 入院期間別の人員配置を医療法施行規則に書き込む。
- 精神保健福祉法に書き込んで、それを引用する?

### 精神病床の医師・看護職員の配置標準

現行	今後の方向性			
医師 48 対 1	【入院3か月未満】 医師 16対1	【入院 3 か月以上 1 年未満】 医師 48 対 1		
看護職員4対1	看護職員 3対1	看護職員 基本的に 3 対 1 ※一定割合は、PSW や OT などを 含めることができる		

厚労省の資料などを基に作成

## まとめと提言

- -2000年以来の精神医療改革がいよいよ動き始める
- ・地域医療計画の5事業目に精神疾患が入る
- ・認知症に関する地域医療も大きく変わる
- ・精神科病床の在り方も大きく変わる 3か月未満は一般病床並みの医師・看護師配置 3か月~1年未満は多職種も含めた看護配置 重度かつ慢性の患者の基準を明確した上で、 それ以外の患者の入院は1年まで。
- 精神科医療が大きく変わる!

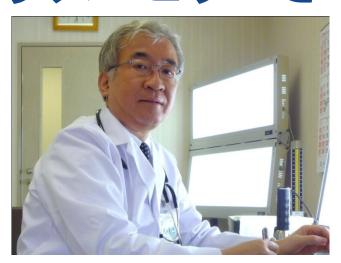
# 医療が変わるto2020

- 武藤正樹著
- 医学通信社 5月発売
- A5判 320頁、2400 円
- DPC/PDPS, 地域連携, P4P, 臨床指標, RBRVS, スキルミクス, etc
- 好評発売中



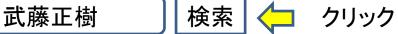


## ご清聴ありがとうございました



国際医療福祉大学クリニックhttp://www.iuhw.ac.jp/clinic/ で月・木外来をしております。患者さんをご紹介ください

本日の講演資料は武藤正樹のウェブサイ トに公開しております。ご覧ください。



ご質問お問い合わせは以下のメールアドレスで

gt2m-mtu@asahi-net.or.jp